

○十和田市生涯学習センター条例施行規則

平成25年12月27日

教育委員会規則第11号

改正 平成31年3月22日教委規則第5号

令和3年3月23日教委規則第2号

令和4年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市生涯学習センター条例（平成25年十和田市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 十和田市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 プラネタリウムの投影時刻は、別表第1のとおりとする。

3 教育長は、特に必要と認めたときは、第1項の開館時間及び前項の投影時刻を変更することができる。

(休館日)

第3条 生涯学習センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可の申請及び観覧の申込み)

第4条 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、生涯学習センター使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育長が認めたときは、この限りでない。

(1) 生涯学習ホール、生涯学習ホール準備室及び生涯学習ホールホワイエ  
使用月の12か月前から使用日の15日前まで

(2) 和室1、和室2、第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室、  
第5研修室、第6研修室、第7研修室、第8研修室、第9研修室、第10研修  
室及び天体観測室 使用月の12か月前から使用日の5日前まで

3 前項の規定にかかわらず、商品の宣伝、展示即売、社員研修及び会社説明会  
並びにこれらに類する目的に使用する場合における第1項の申請書の提出は、  
使用月の6か月前から使用日の7日前までの期間に行わなければならない。

4 プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育長に申し込まなければならない。  
い。

5 前項の規定による申込みは、個人にあっては観覧日の当日に口頭により、団  
体にあっては観覧日の1か月前から3日前までの期間に団体観覧申込書（様式  
第2号）により行わなければならない。ただし、団体の場合であって、やむを  
得ない理由があると教育長が認めたときは、この限りでない。

（平31教委規則5・令4教委規則6・一部改正）

（特別の設備等）

第5条 条例第9条の規定により特別な設備等を設け、又は特殊な物品を使用し  
ようとする者は、前条第1項の申請書に生涯学習センター特別設備等承認申請  
書（様式第3号）を併せて提出しなければならない。

（使用の許可等）

第6条 教育長は、第4条第1項及び前条の申請書を受理したときは、使用の目  
的及びその内容を審査し、適当と認めたときは、生涯学習センター使用許可書  
（様式第4号）を申請をした者に交付するものとする。

2 教育長は、第4条第4項の規定による申込みを受けた場合において、プラネ  
タリウムの観覧を適当と認めたときは、個人にあっては個人観覧券（様式第5  
号）を、団体にあっては団体観覧券（様式第6号）を申込をした者に交付する  
ものとする。

3 第1項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）及び前項の観覧券の交付を受けた者（以下「観覧者」という。）は、当該許可書及び当該観覧券を常時携帯し、職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第7条 教育長は、条例第6条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止させる場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。

（使用の許可事項の変更等）

第8条 使用者は、条例第7条の規定により使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、生涯学習センター使用許可事項変更承認申請書（様式第7号）又は生涯学習センター使用許可取消届出書（様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の申請書又は届出書を提出する場合は、第6条第1項の許可書を添付しなければならない。

（附属設備及び備品類の使用料）

第9条 附属設備及び備品類の使用料は、別表第2に定める額とする。

（観覧料の納付）

第10条 条例第14条に規定するプラネタリウムの観覧料は、第6条第2項の観覧券の交付を受ける際に納付しなければならない。

（使用料及び観覧料の減免）

第11条 条例第16条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、興行その他営利等を目的として使用する場合は、減免しない。

(1) 市が主催する行事に使用する場合 使用料の全額

(2) これまで生涯学習センターを使用したことがなく、かつ、市内で創造的な芸術文化活動を行う団体等であって、その団体等の活動が市民の文化の普及定着に寄与するものと教育長が認めたものが発表の場として使用する場合

使用料の全額

(3) 教育委員会が所管するもののうち、特に学校教育及び社会教育の目的を達成する組織的活動に使用する場合 条例別表第1（附属設備及び備品類の規定並びに備考の規定を除く。）に定める額の使用料及び条例別表第2に定める額の使用料（以下「施設使用料」という。）の全額

(4) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して行う行事に使用する場合 施設使用料の全額

(5) 社会教育関係団体、福祉関係団体及びこれに類する団体がその目的達成のための行事に使用する場合 施設使用料の全額

(6) 文化団体等が地域文化の振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 施設使用料の全額

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める市内の学校が主催し、かつ、教育の振興を目的に使用する場合 施設使用料の全額

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 施設使用料の全額

2 条例第16条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める額とする。

(1) 市内の幼稚園、小学校又は中学校が教育課程に基づく学習のため観覧する場合 観覧料の全額

(2) 市内の保育園が保育活動の一環として学習のため観覧する場合 観覧料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 観覧料の全額

3 使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、生涯学習センター使用料・観覧料減免申請書（様式第9号）を教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料及び観覧料の減免を決定したときは、生涯学習センター使用料・観覧料減免決定通

知書（様式第10号）により申請をした者に通知するものとする。

（使用料及び観覧料の還付）

第12条 条例第17条ただし書の規定により還付する使用料及び観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 使用者及び観覧者の責めに帰さない理由により使用し、又は観覧することができなくなったとき 使用料及び観覧料の全額

（2） 使用日の15日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 使用料の全額

（3） 使用日の7日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 施設使用料以外の使用料の額

2 使用料及び観覧料の還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料・観覧料還付申請書（様式第11号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料及び観覧料の還付を決定したときは、生涯学習センター使用料・観覧料還付決定通知書（様式第12号）により申請をした者に通知するものとする。

（職員の立入り）

第13条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

（点検）

第14条 使用者は、条例第18条第1項の規定により原状に回復したときは、直ちに職員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第15条 生涯学習センターの施設、附属設備又は器具類を損傷し、又は滅失した者は、直ちに生涯学習センター損傷等届出書（様式第13号）によりその旨を届け出て、教育長の指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等）

第16条 条例第20条の規定により指定管理者に生涯学習センターの管理を行わせることとした場合の生涯学習センターの開館時間及びプラネタリウムの投影時

刻（以下「開館時間等」という。）並びに休館日は、第2条第1項及び第2項並びに第3条の規定にかかわらず、第2条第1項及び第2項に定める開館時間等並びに第3条に定める休館日を基準として、あらかじめ教育長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間等を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第17条 第4条第1項及び第11条第3項に規定する手続は、当該規定にかかわらず、市の電子計算機と当該手続を行おうとする者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により行うことができる。

（令4教委規則6・追加）

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（令4教委規則6・旧第17条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（十和田市視聴覚センター条例施行規則の廃止）

- 2 十和田市視聴覚センター条例施行規則（平成17年十和田市教育委員会規則第27号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に使用の許可の申請がされている同日以後の使用に係る使用料については、第9条及び別表第2の規定にかかわらず、次に掲げる規則の相当規定により算出した額とする。

（1） 前項の規定による廃止前の十和田市視聴覚センター条例施行規則

（2） 十和田市民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年

十和田市教育委員会規則第10号)による改正前の十和田市民文化センター条例施行規則(平成17年十和田市教育委員会規則第28号)

附 則(平成31年教委規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(十和田市生涯学習センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に申請をした施行日以後の十和田市生涯学習センターの附属設備及び備品類の使用に係る使用料は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の十和田市生涯学習センター条例施行規則別表第2の規定の例により徴収する。ただし、平成31年6月30日までに十和田市生涯学習センターの附属設備及び備品類の使用(平成32年3月31日までの使用に限る。)の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式

によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

区分	曜日	投影時刻
幼稚園、小学校及び中学校の教育課程に基づく学習 投影、保育園を対象とした学習投影並びに団体を対象とした投影	月曜日から金曜日まで	午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時までの時間帯でその都度定める時刻
一般投影	小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末の休業日である月曜日から金曜日まで	午前11時及び午後3時
	土曜日、日曜日及び休日	午前9時30分、午前11時、午後1時30分及び午後3時

別表第2（第9条関係）

（平31教委規則5・一部改正）

区分	品名	単位	金額 (円)	備考
舞台設備	音響反射板	一式	2,750	天反ライトを含む。
	吹奏楽用ひな壇	一式	1,320	
	平台	1台	110	
	箱足	1台	55	
	開き足	1台	55	
	毛せん	1枚	110	



	上敷ゴザ	1 枚	110	
	人形立	1 本	55	
	木支木	1 本	22	
	大太鼓	一式	550	
	地がすり	1 枚	220	
	松羽目	一式	880	
	指揮者台	1 台	330	
	指揮者用譜面台	1 台	220	
	譜面台	1 台	110	
	演台	1 台	330	花台を含む。
	司会者台	1 台	110	
	国旗・市旗	1 枚	110	
照明設 備	調光装置	一式	1,100	
	センターピンスポットライト	1 台	550	
	フロントサイドスポットライ ト	一式	1,100	
	シーリングスポットライト	一式	1,100	
	ボーダーライト	1 列	660	
	サスペンションライト	1 列	660	
	アッパーホリゾンライト	一式	660	
	ローアホリゾンライト	一式	660	
	1 kWスポットライト	1 台	220	
	500Wスポットライト	1 台	110	
	オーロラマシーン	1 台	550	
	750Wカッターライト	1 台	550	
	波マシーン	1 台	550	

	Parライト	1台	110	
音響設備	拡声装置	一式	1,100	マイク2本付
	カセットデッキ	1台	770	
	CDプレーヤー	1台	770	
	MDレコーダー	1台	770	
	リバーブマシーン	1台	550	
	3点吊りマイク装置	一式	550	マイク付
	ダイナミックマイク	1本	550	スタンド付
	コンデンサーマイク	1本	550	スタンド付
	ピンマイク	1本	550	
	ワイヤレスマイク	1本	550	
	モニタースピーカー	1台	550	
	移動仮設型ミキサー	1台	550	
	その他	CDMDラジカセ	1台	550
スクリーン		1台	330	据え付け
スクリーン		1台	220	移動式
ピアノ(フルコン)		1台	4,400	調律料を除く。
ピアノ(セミコン)		1台	2,200	調律料を除く。
持込器具		1kW	160	

様式第1号(第4条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

予約情報入力	許可書発行	請求書発行
/	/	/

受付番号

## 生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

申請者名

団体名

申請者住所

代表者名

連絡先  
電話番号

次のとおり生涯学習センターを使用したいので申請します。

催物名称 (使用目的)	使用日(曜日)	使用室(備品)	使用分類	使用料	延長	小計
	使用時間			減免	割増	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
計						

時間帯	区分	開場	開演	終演	発行券等	予定参集人員	入場料予定	席別
	1	:	:	:		有料最高額	前売券	当日券
	2	:	:	:				
火気使用	※有の場合は、別途申請書の記入が必要となります。							
ピアノ			プロジェクター 持込み			スクリーン		

使用料					円		備考
領収日	年	月	日	領収金額	円	領収確認	
領収日	年	月	日	領収金額	円	領収確認	
領収日	年	月	日	領収金額	円	領収確認	

注 太線内は記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

No. \_\_\_\_\_

団体観覧申込書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおりプラネタリウムを観覧したいので申し込みます。

観 覧 年 月 日		年 月 日		
観 覧 料	区 分	人 員	単 価	金 額
	一般及び大学生	人	円	円
	高 校 生			
	3歳以上中学生まで			
	計			

備 考

様式第3号(第5条関係)

教育長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付者

生涯学習センター特別設備等承認申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり使用したいので申請します。

催 物 名 称 (使 用 目 的)	
使 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
着 手 (持 込) 日 時	年 月 日 時 分
撤 去 日 時	年 月 日 時 分
概 要  (設備等の名称、規模、数量、設置場所、予防上の措置)	

許 可 年 月 日

年 月 日

許可番号

## 生涯学習センター使用許可書

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様

十和田市教育委員会 教育長 印

次のとおり生涯学習センターの使用を許可します。

催物名称 (使用目的)	使用日(曜日) 使用時間	使用室(備品)	使用料 減免	延長 割増	小計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					
備考			納付金額		
			領収済額		
			支払方法		

時 間 帯	区分	開 場	開 演	終 演	発 行 券 等	予定参集人員	入場料予定	席 別	
	1	:	:	:		発行券等			
	2	:	:	:			有料最高額	前売券	当日券
火気使用			ピアノ		スクリーン		プロジェクター (持込み)		

注 使用にあたっては、裏面の許可条件をお守りください。

## — 許 可 条 件 —

- 1 許可書は、生涯学習センターの使用中は常に携帯し、職員からの要求があったときは提示してください。
- 2 生涯学習センターの使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- 3 既に納めた使用料は、条例に定める場合のほかお返しできません。
- 4 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
- 5 生涯学習センターの使用に当たっては、催物の使用計画書(仕込図、進行表等)を提出し、その他必要な事項を事前に係員と打ち合わせてください。
- 6 生涯学習センターの内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 7 施設及び附属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、いかなる行為であっても、使用者がその損害を賠償しなければなりません。
- 8 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 9 施設及び附属設備等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。なお、使用終了後は施設及び附属設備等を原状に回復し、職員の点検を受けてください。

様式第5号(第6条関係)

(その1)

No. <u>個人観覧券</u> 一般及び 大学生	No. <u>個人観覧券</u> 一般及び大学生 当日1回限り有効 十和田市生涯学習センター
------------------------------------	--

(その2)

No. <u>個人観覧券</u> 高校生	No. <u>個人観覧券</u> 高校生 当日1回限り有効 十和田市生涯学習センター
----------------------------	--

(その3)

No. <u>個人観覧券</u> 3歳以上 中学生まで	No. <u>個人観覧券</u> 3歳以上中学生まで 当日1回限り有効 十和田市生涯学習センター
--------------------------------------	--



様式第6号(第6条関係)

No. _____		団 体 観 覧 券			年 月 日
団 体 名 _____		十和田市教育委員会 教育長			印
代 表 者 名 _____					様
観 覧 年 月 日		年 月 日			
観 覧 料	区 分	人 員	単 価	金 額	
	一 般 及 び 大 学 生	人	円	円	
	高 校 生				
	3歳以上中学生まで				
	計				
備 考					

様式第7号(第8条関係)

教育長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付者

生涯学習センター使用許可事項変更承認申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり生涯学習センターの使用の許可事項を変更したいので申請します。

使 用 許 可 年月日・番号	年 月 日		年 度 第 号	
	変 更 前		変 更 後	
変 更 内 容				
変 更 理 由				

注 許可書を添付してください。

様式第8号(第8条関係)

教育長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付者

生涯学習センター使用許可取消届出書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり生涯学習センターの使用の取消しを受けたいので届け出ます。

使 用 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日	年 度 第 号
取 消 理 由		
備 考		

注 許可書を添付してください。

様式第9号（第11条関係）

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

生涯学習センター使用料・観覧料減免申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり生涯学習センター使用料・観覧料の減免を申請します。

催物名称 (使用目的)	使用年月日 使用時間	使用施設(備品)	使用料	延長	小計
			減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
減免申請理由					

減免の措置	使用料	減免金額	納付金額
	円	円	円

注1 太線内は記入しないでください。

2 減免申請理由は具体的に記入してください。

生涯学習センター使用料・観覧料減免決定通知書

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様

十和田市教育委員会 教育長 

次のとおり生涯学習センターの使用料・観覧料の減免を決定したので通知します。

催物名称 (使用目的)	使用年月日	使用施設(備品)	使用料	延長	小計
	使用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
減免申請理由					

減免の措置	使用料	減免金額	納付金額
		円	円

様式第11号(第12条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

生涯学習センター使用料・観覧料還付申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり生涯学習センターの使用料・観覧料の還付を申請します。

使用許可 年月日・番号	年 月 日		年 度 第 号		使 用 料 等		
使 用 施 設 等	年 月 日	曜日	使 用 室	使用時間	使 用 料 等		
	年 月 日			～	施設使用料	円	
	年 月 日			～	附属設備等 使用料	円	
	年 月 日			～	割 増 料 金	冷暖房料	円
	年 月 日			～		時間延長	円
	年 月 日			～		営利加算	円
年 月 日				～	入場料加算	円	
	年 月 日			～	減 免 額	円	
還 付 申 請 の 理 由					プラネタリ ウム観覧料	円	
					使用料等合計	円	
備 考					既納使用料等	円	
					還付申請額	円	
					還 付 額	円	

注1 太線内は記入しないでください。

2 還付申請の理由は具体的に記入してください。

生涯学習センター使用料・観覧料還付決定通知書

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様

十和田市教育委員会 教育長 印

次のとおり生涯学習センターの使用料・観覧料の還付を決定したので通知します。

使 用 許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日			
	使用年月日	使用施設(備品)	使用料	収納済額	還付額
	使用時間				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
還付申請の理由					
備 考					

様式第13号(第15条関係)

教育長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付者

生涯学習センター損傷等届出書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

次のとおり生涯学習センターの施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。

使 用 許 可 年月日・番号	年 月 日	年 度 第 号
催 物 名 称 (使 用 目 的)		
説 明		

注 説明欄には、損傷等の箇所又は物件の内容及び数量等を具体的に記入すること。



様式第1号（第4条関係）

（令4教委規則6・全改）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

（令4教委規則6・全改）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第11条関係）

（令4教委規則6・全改）

様式第10号（第11条関係）

（令4教委規則6・全改）

様式第11号（第12条関係）

（令3教委規則2・一部改正）

様式第12号（第12条関係）

（令4教委規則6・全改）

様式第13号（第15条関係）